

京都市告示第388号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月29日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区紫竹西北町7番地の1
京都市上京区室町通武者小路下る小島町552番地
京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋四丁目284番地（一部）
京都市上京区中筋通千本東入西亀屋町345番地
京都市上京区一条通新町東入西日野殿町387番地の2
京都市中京区二条通河原町東入樋之口町462番地及び461番地の2
京都市中京区岩上通三条下る下八文字町689番地
京都市中京区聚楽廻西町123番地
京都市東山区本町七丁目21番地（一部）
京都市下京区岩上通仏光寺下る徳屋町442番地
京都市伏見区東組町691番地
京都市伏見区深草直違橋六丁目304番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)